

昭和二十九年総理府令第七十五号

水位及び流量調査作業規程準則

国土調査法第三条第二項の規定に基き、水位及び流量調査作業規程準則を次のように定める。

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 観測所の設置（第六条―第十六条）

第三章 観測

第一節 通則（第十七条―第十九条）

第二節 定時の水位観測（第二十条―第二十三条）

第三節 こう水流量以外の流量観測

第一款 通則（第二十四条・第二十五条）

第二款 流速計測法（第二十六条―第三十条）

第三款 浮子測法（第三十四条―第三十八条）

第四款 堰測法（第三十九条）

第四節 こう水流量観測（第四十条―第四十六条）

第五節 野帳の記載（第四十七条）

第四章 結果のとりまとめ（第四十八条―第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項各号の水調査のうち、河川、湖沼、貯水池（ため池を含む。）の水位及び流量に関する調査（以下「水位及び流量調査」という。）の作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（調査単位区域）

第二条 水位及び流量調査は、水基本調査作業規程準則（昭和二十八年総理府令第三十五号。以下「水基本調査準則」という。）第一条の規定による水調査の基準の設定のための調査を行った区域域内において行うものとする。

（調査の内容）

第三条 水位及び流量調査においては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置に観測所を設置し、水位及び流量の観測を行い、その結果を地図及び簿冊に作成しなければならない。但し、観測所を設置して行う代りにその位置にある既存の観測所に委嘱して行うことができる。

2 前項の流量の観測は、原則として流速計測法によるものとし、流速計測法により難い場合に

は浮子測法又は堰測法によることができるものとする。

（精度の保持）

第四条 調査を行う者及び調査を監督する者は、常に各種の方法によつて検査を行い、当該調査が良好な精度を保つて行われるように留意しなければならない。

（作業記録）

第五条 調査を行うに当つては、国土交通大臣の指示する様式により作業記録を作成し、当該水位及び流量調査の成果とともに保管しなければならない。

第二章 観測所の設置

（水位標の設置）

第六条 水位観測所には、水基本調査準則第八条第五項に規定する観測所の種別に従つて、同条第三項に規定する位置に水位標（自記水位標を含む。以下第二十条及び第二十一条を除き同じ。）を設置する。この場合において、第一種水位流量観測所及び一日の水位の変化が特に著しい地点その他特に必要と認める地点には、自記水位標を設置しなければならない。

2 水位標の構造は、別表第一に定めるところによる。

（水位標の零点高の測定）

第七条 前条の規定により水位標を設置した場合には、これに近接した位置に水準拠標を設置し、その標高を基礎として、水準儀を用いて水位標の零点高を測定しなければならない。この場合において、水準儀の読み取りの単位は、一ミリメートルとする。

2 既存の水位標を使用する場合には、その水位標の零点高に関する資料等を検討し、改算整備しておかなければならない。

（水準拠標）

第八条 水準拠標の標高の測定は、水準路線を選定して、その水準路線に従い、次項から第六項までに規定する水準測量により行うものとする。

2 水準路線の選定は、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第四条の規定による基本測量の成果である水準点又は国土調査法第二条第二項の規定による基準点測量の成果である基準水準点、測標水準点若しくは補助水準点から出発して、水準拠標に到達するようにするものとする。但し、やむをえない場合には、当分の間、河川等について設定された既設の水準点を出発点とすることができる。

3 水準測量は、往復観測とする。但し、水準標尺の高さを異にする二回の観測をもつて往復観測にかえることができる。

4 前項の場合において、水準路線が閉合しており、且つ、精度の保持に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、片道観測によることができる。

5 水準測量は、二個の水準標尺を水準儀の前後におおむね等距離において行うものとする。この場合において、水準儀と水準標尺との距離は、百メートルをこえてはならない。

6 水準拠標の標高は、水準測量の結果に従い決定するものとする。この場合において水準測量の結果の数値が左の表の観測値の範囲内にある場合には、当該数値を決定値とすることができる。

往復の出合差	1 kmにつき1.5 cm
閉合差	1.5 cm
備考	Sは、水準路線の全長をキロメートル単位で示したものとする。

7 水準拠標には、別表第二の第一号に定める標石を設置するものとする。但し、その位置に岩石その他移動の虞のないものがある場合には、別表第二の第二号に定める記号を刻して、標石にかえることができる。

（水位標横断面線）

第九条 河川に水位標を設置した場合には、当該水位標の位置において、流身に直角の方向に水位標横断面線を設定し、当該横断面線の位置を示すために横断線拠標を設置する。

2 横断線拠標は、河川の両岸に、既往の最高水位より高い地点に、別表第三の第一号に定める標石を設置してするものとする。この場合において、河岸に岩石その他移動の虞のないものがある場合には、別表第三の第二号に定める記号を刻して、標石にかえることができる。

（水位標横断面線の横断測量）

第十条 前条第一項の規定により水位標横断面線を設定したときは、横断線に沿つて、左の各号に掲げる方法により横断測量を行い、水位標横断面図を作成するものとする。この場合において、水位標横断面図は、河川の downstream に向つて描くものとする。

一 測量は、横断線拠標を起点とし、往復観測を行うものとし、地上測量においては水準儀を用い、水深測量においては測樺又は測錘を用いること。

二 水準儀の読み取りの単位は、一センチメートル、測樺又は測錘の読み取りの単位は、水深一メートル未満のときは一センチメートル、一メートルから二メートルまでのときは二センチメートル、二メートルをこえるときは五センチメートルとすること。

三 測量の間隔は、原則として等間隔とし、河床の状況又は水面の幅を考慮して、地上測量においては二〇メートル、水深測量においては五メートルをこえない範囲において、その間隔を決定するものとし、往復の観測は、同一地点を測定するように努めるものとする。この場合において、同一地点の測定値に著しい差がある場合には、当該地点について再び測定を行うこと。

四 水深測量の出発点の位置は、横断線拠標からの水平距離により算定し、水位標横断面図に記入しておくこと。

五 水深測量の前後には、水位標を観測し、水位が変動しているときは、これによつて水深測量の結果を補正すること。

（水位標横断面線の改測）

第十一条 前条の規定による水位標横断面図は、毎年出水期の前に、定期的に横断測量を行い、同一縮尺によつて補正するものとする。但し、こう水等の原因によつて河床に変化をきたしたと認める場合には、その都度、すみやかに横断測量を行い補正するものとする。

2 前項の横断測量の方法については、前条各号の規定を準用する。

（流量観測所横断面線）

第十二条 流量観測所には、水基本調査準則第八条第五項に規定する観測所の種別に従つて、同条第二項に規定する位置に、流身に直角の方向に流量観測所横断面線を設定し、当該横断面線の位置を示すために、横断線拠標を設置する。

2 前項の横断線設定の箇所数及びその間隔は、当該観測の方法に応じて、左の表に掲げるところによる。

測定方法	横断線箇所横断面線の間隔
流速計測法	一箇所
浮子測法	二箇所以上
堰測法	一箇所

3 横断線拠標の設置の方法については、第九条第二項の規定を準用する。

2 前項の平均流速は、左の各号に掲げる数値をもつて、それぞれの流速測線の平均流速とする。

一 二点法にあつては、それぞれの測点における流速の算術平均値

二 一点法にあつては、流速測点における流速値

三 精密法にあつては、流速測線の水深を縦距とし、それぞれの測点における流速を横距とした点を結んだ線（流速分布線）と、水面及び河床とで囲まれた面積を、流速測線の水深で除した値

（流量値）

第三十二条 流量値は、それぞれの流速測線における平均流速に、その平均流速と同一の流速を示すと認める小断面（以下「区分断面」という。）の断面積を乗じて得た数値を、全断面について合計して求めるものとする。

2 前項の区分断面相互の境界は、特別の場合を除く外、一つの流速測線と相隣る他の流速測線との中央を通る垂直線とする。

（精密測定）

第三十三条 流量観測所においては、随時、精密測定を行い、測定の精度を保持するように努めなければならない。

2 前項の精密測定による流量値及びその精密測定と同時に前条の規定による流量値との差異は、第五十条及び第五十一条に規定する流量測定年表及び水位流量曲線図にそれぞれ記入しておくものとする。

第三款 浮子測法

（水深測量）

第三十四条 浮子測法により流量観測を行う場合には、第十二条第一項の規定により設定した二箇以上の横断線に沿つて、それぞれ水深測量を行い、横断面図を作成するものとする。

2 水深測量の方法については、第十条各号の規定を準用する。

（浮子流速測線の選定）

第三十五条 浮子測法により流速を測定しようとする場合には、あらかじめ浮子流速測線を選定するものとする。

2 浮子流速測線は、前条の規定により水深測量を行った横断線間において、上流に位置する横断線から流身方向に選定する。

3 水面幅と浮子流速測線との割合の標準は、原則として左の表のとおりとする。

水面幅	20 m	20 m	100 m	200 m
浮子流速測線数	5	10	15	20
（浮子）				

第三十六条 浮子測法に使用する浮子は、桿浮子又は表面浮子とする。

2 桿浮子は、河床に接触しない範囲内において、なるべく長いものを用いるものとする。

（平均流速）

第三十七条 浮子流速測線におけるそれぞれの平均流速の測定は、浮子が横断線間を流下するに要した時間を測定して、これに更正係数を乗じて求める。この場合において、更正係数を決定するのに使用した公式又は実験式等は、流量測定年表に明示しておかなければならない。

（流量値）

第三十八条 流量値は、それぞれの浮子流速測線における平均流速に、第三十四条の規定により水深測量を行った各横断面における相対する区分断面の断面積の平均値を乗じて得た値を、全断面について合計して求めるものとする。

2 前項の区分断面相互の境界については、第三十二条第二項の規定を準用する。

（堰測法）

第三十九条 堰測法においては、第十六条の規定により設置した堰の水位標によつて水面を測定し、左の公式を用いて流量を求める。

$$Q = 1.84 B H (3/2)$$

Q は、流量

B は、堰の開口幅

H は、溢流水頭

2 堰の上流部において流速に接近速度の影響があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、左の公式を用いて流量を求める。

$$Q = 1.84 B (H + h) (3/2) - h (3/2)$$

Q は、流量

B は、堰の開口幅

H は、溢流水頭

h は、接近速度水頭

注1 接近速度水頭は、流速の加速度を v 、重力の加速度（980センチメートル毎秒毎秒）を g として $v^2/2g$ により求める。

2 v は、第一項の規定により求めた流量を、水位標の位置における河川の横断面積で除して得た数値とする。

3 前項の規定により流量を求めた場合においては、特に精密を要する場合には、前項の規定により得た流量を再び河川の横断面積で除して流速の加速度を求め、これを用いて前項の公式により流量を求める。

（こう水流量観測）

第四十条 こう水（第十八条参照）時の流量観測は、特に敏速なる観測を必要とするため、次条から第四十五条までに規定する方法により行う。この場合において、流量を求める方法については第二十四条の規定を準用する。

（こう水流量観測班）

第四十一条 こう水流量を観測しようとする観測所は、あらかじめこう水流量観測班を編成しておかなければならない。

（こう水流量観測の方法）

第四十二条 こう水流量を観測しようとする観測所は、こう水時における水位上昇時の観測回数を多くし、特にこう水の峰附近と認める時期の観測については、なるべく毎時観測を行うよう努めるものとする。この場合において、一回の観測に要する時間は一時間をこえないものとし、観測した時刻は、これを明確に記録しておかなければならない。

第四十三条 こう水流量観測の方法は、原則として浮子測法によるものとし、次項から第五項までの規定による外、第三十四条から第三十八条までの規定を準用する。

2 流速測線の位置の選定は、原則として左の表の標準による。

水面積	50 m	50 m	100 m	200 m	400 m	700 m	0
浮子流線	満	満	満	満	満	満	満
数	3	4	5	6	7	8	8

3 前項の規定における浮子流速測線数は、水位の変化に応じて変化する水面幅に依り、前項の規定に従い設定する。この場合において、当該測線数は、当該観測所における既往の最高水位又は計画高水位を想定してその時の水面幅においてなるべく等間隔になるように設定するものとする。

4 浮子は、やむをえない場合を除き、原則として桿浮子を用いるものとする。この場合において、桿浮子の吃水は、浮子流速測線における水深に依り、左の表の標準による。

水深	0.7 m	1.3 m	2.6 m	5.2 m
吃水	満	満	満	満
0.5 m				
1.0 m				
2.0 m				
4.0 m				

5 こう水時における平均流速算出の際の更正係数は、左の表の数値による。

水深	0.7 m	1.3 m	2.6 m	5.2 m
吃水	満	満	満	満
0.5 m				
1.0 m				
2.0 m				
4.0 m				
更正係数	0.88	0.91	0.94	0.96
備考	表面浮子を使用した場合の更正係数は、原則として0.85とする。			

（横断線の改測）

第四十四条 こう水が終了したときは、横断面の変化の状況を調査するため、すみやかにそれぞれの横断線に沿つて横断測量を行い、横断面図を作成しなければならぬ。この場合における横断測量の方法については、第十条各号の規定を準用する。

（流量値）

第四十五条 こう水時における流量の計算は、前条の規定による横断線の改測の結果、左の各号により行う。

一 横断面の区分断面が、こう水後においてもそれぞれ変化の少ない場合にあつては、第三十八条の規定を準用する。この場合において、第四十二条に規定する観測時期におけるそれぞれの通水断面面積を算出する基礎となる水位は、その時期における観測開始時刻及び終了時刻における第十五条第一項に定めるそれぞれの水位標の水位の平均値とする。

二 こう水の前後におけるそれぞれの横断線の相対応する断面の変化が著しい場合には、こう水の前後における相対応する区分断面面積の平均値を比較して、その平均値が、こう水前より大なる場合には、こう水後の、こう水前より小なる場合には、こう水前の、平均値を計算断面として、当該断面について、第三十八条の規定を準用する。

（水面勾配の観測）
第四十六條 第十五条の規定により水面勾配を測定する場合に、水面勾配測定のための二個の水位標により、浮子を投下したときにおけるそれぞれの水位を同時に観測し、その水位差と二個の水位標区分間の距離によつて、水面勾配を測定するものとする。

第五節 野帳の記載

（野帳の記載）

第四十七條 この章の第二節から前節までの規定により水位及び流量の観測を行った場合は、その都度、観測日時、流量値、観測の方法、当該流量値の算出基礎その他必要な事項を、野帳に記載するものとする。

2 野帳の様式については、国土交通大臣が定める。

第四章 結果のとりまとめ

（観測所台帳及び附図）

第四十八條 第六条から第十六条までの規定により水位流量観測所を設置した場合及び第三条第一項但書の規定により既存の水位流量観測所に観測を委嘱した場合には、水位及び流量調査を行う者は、水位流量観測所台帳及び附図を作成しなければならない。

2 前項の台帳の様式については、別表第六に定めるところによる。

（水位月報及び水位年表）

第四十九條 水位及び流量調査を行う者は、水位観測所ごとに、第二十条及び第二十一条の規定により観測した観測値を一箇月ごとにとりまとめ、水位月報を作成し、これを一年ごとにとりまとめて水位年表及び水位年表を作成しなければならない。

2 水位年表及び水位年表の様式については、別表第七及び別表第八に定めるところによる。

3 水位年表は、調査単位区域ごとに、水基本調査準則第三十条の規定による観測所の一連番号順に編さんして常に整備しておかなければならない。

（流量測定年表）

第五十条 水位流量観測所は、第四十七条の規定による野帳に基いて、流量測定年表を作成しなければならない。

2 流量測定年表の様式については、別表第九に定めるところによる。

（水位流量曲線）

第五十一条 水位流量観測所は、毎年一回以上、別表第十に定める様式により、水位を縦距とし

流量を横距とする座標上に、前条の流量測定年表に記載した水位及び流量のすべての値を表示し、最小自乗法等により求めた水位流量曲線式により、水位流量曲線を求め、水位流量曲線図を作成するものとする。

2 前項の水位流量曲線式及び水位流量曲線図の作成の要領は、国土交通大臣が定める。

（流量年表）

第五十二条 水位流量観測所は、第四十九条の規定により作成した水位年表及び前条の規定により作成した水位流量曲線図に基いて、毎日の流量を求め、流量年表を作成しなければならない。

2 流量年表の様式については、別表第十一に定めるところによる。

3 流量年表は、調査単位区域ごとに、水基本調査準則第三十条の規定による観測所の一連番号順に編さんして常に整備しておかなければならない。

（流量曲線図）

第五十三条 水位流量観測所は、この水の流量値を算定したときは、これに基き当該観測を行ったこの水ごとに、この流量曲線図を作成しなければならない。但し、算定した流量値がこの流量曲線図を作成するに適當でない場合は、この限りでない。

（この水）

第五十四条 水位流量観測所は、第二十条第二項但書の規定又は第二十一条第一項の規定による毎正時の水位観測及び第四十二条に規定する観測時期における流量観測の結果並びに前条の規定によるこの流量曲線図に基いて、この水表を作成しなければならない。但し、前条但書の規定によりこの流量曲線図を作成しない場合は、毎正時の流量は算出しないものとする。

2 この水表は、調査単位区域ごとに、水基本調査準則第三十条の規定による観測所の一連番号順に編さんして常に整備しておかなければならない。

3 この水表の様式については、別表第十二に定めるところによる。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年七月二〇日総理府令第二十七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二六日総理府令第三十九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二六日総理府令第三十九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二六日総理府令第三十九号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二六日総理府令第三十九号）

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月一七日総理府令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日総理府令第一九号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年八月二四日総理府令第一〇三三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 水位標の構造

一 水位標は、親柱をたて、これに目盛板を固定させるものとする。但し、やむをえない場合には、橋脚、橋台、護岸等堅固な築造物又は岩石等をもつて、親柱にかえ、目盛板をこれに固定させるか又はこれ等に直接目盛をすることができ。

仕様

親柱

1 材料 末口十五センチメートル以設置年月日上の丸太又は十五センチメートル角以上の角材。但し、番号及び石材又は鉄材等を使用する位標の所在場合は、これと同程度の強地を表示し度有するものとし、左右でおくこと及び背面は、赤色ペンキ塗りとする。

2 固定の方法 橋脚、橋台、護岸、岩合は、漂流石等に取りつける場合には、物その他のボルト・ナットを用いて固障害物を防定する。

二 地盤が岩石等である場を施すこと合には、コンクリート基礎。

目盛板

1 目盛の単位は、一センチメートルとし、明確に刻流を防ぐため針金で河岸に結び

2 目盛板の零点高の位置つけておくは、なるべく濁水位以下とこと。し、目盛板の下端は、低水路の河床に接触させる。

3 水位標を二本以上設置する場合は、これらの目盛板の目盛の重複は、約五十センチメートルとする。

二 自記水位標の構造

自記水位標は、自記水位計、観測井、水位計小屋及び附帯設備よりなるものとし、護岸、門等堅固な築造物又は岩石等が適當な位置にある場合には、これらに固定するものとする。

仕様

観測井

1 観測井は、堅固な基礎の上に金属、コンクリート等の永久的材料を使用して作成する。

2 観測井は、なるべく内部に人が出入できる大きさとし、井の頂部は、既往の最高水位以上の高さとし、底部は、既往の最大濁水位以下であつて十分余裕のある深さとする。

3 観測井には、導水孔又は導水管若しくは導水渠を設置し、その位置は既往の最大濁水位以下とする。但し、土砂流失の大きい河川にあつては、観測井の適宜の位置に、補助導水孔を設置する。

4 導水孔又は導水管の大きさは、観測井内の水面を平穩に保ち、且つ、土砂等による埋没の危険を排除できるように考慮して、決定するものとする。

水位計

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

小屋

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

水位計小屋は、防雨割で処水位計小屋理した木材、コンクリートには、設置又は金属等を使用し、はげ年月日、水しい寒暑又は湿度等に対し位標の番号で自記器械を保護し得るよ及び水位標うに堅固に建設し、且つ、の所在地を記した標識

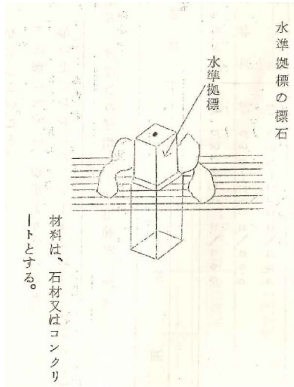
別表第三 水位標横断線、標及び横断線記号



図二 水準記号



別表第二 水準拋標の標石又は水準記号



附属設備	1 自記水位標には、なる必要ある場合べく二個の水位標を併置し、合には、漂
------	--------------------------------------

うち一個は、観測井内部に流物防除装置取り付け、内部水位の検査を附すこと定ができるようにするものとする。

2 土砂流失の多い河川にあつては、導水孔、導水管及び観測井内部に堆積する土砂を排除し得る装置を附する。

3 寒冷地方にあつて、必要ある場合には、観測井内部の水の凍結を防止し得る設備を附する。

図 二
横断記号



別表第四 堰

備考	m/secは、メートル毎秒を表示する。	森式	広井式	ブラリス式	種類	別表第五 流速計の種類及び使用範囲の標準
		約0.30〜2.00 m/sec	約0.30〜2.00 m/sec	約0.30〜2.5 m/sec		
		水面から5 cm以上	水面から10 cm以上	水面から10 cm以上	流速を測定する水の深の上限	
						1 三辺鋭角の縁を有すること。
						2 堰の上流部における流速が平穏であること。
						3 水頭は、十センチメートルから一メートルまでであること。
						4 水頭は、堰の位置において水深の四分の一以下であること。
						5 堰の開口の幅は、水頭の三倍であること。
						6 堰の幅は、水頭の九倍以上であること。
						7 堰の上流部における流路の横断面積は、堰の開口面積の七倍以上であること。
						8 水流に対して直角、且つ、水平であること。
						9 漏水しないこと。
						10 下流側の水位は、堰頂より低いこと。
						11 堰の上流おおむね二メートル以上の位置に、水頭を測定するための水位標を設置すること。

別表第六

[illegible]

別表第七

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

観測番号	流量測定者氏名	流量測定者住所又は勤務先所在地	記	事
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

注 本表は、1 ミリメートルの方眼紙とする。 流 量 (Q) (A3規格)

(34续表)(爽)

37

- 1 水位値を有する観測所にあつては、毎日の流量は、原則として6時、18時の
おのよの水位に対応する流量の合計の算術平均とする。
- 2 自記水位値を有する観測所にあつては、原則として毎正時のおのよの水位に
対応する流量の合計の算術平均とする。
- 3 比流量は、流域面積100km²当たりの流量とする。